

2022 年 9 月 1 日

各 高 等 学 校  
各 受 験 生

大垣女子短期大学 入試広報課

### 2023 年度入学試験における「不正行為の取り扱い」について

令和 5 年度大学入学者選抜実施要項（令和 4 年 6 月 3 日付け 4 文科高第 302 号文部科学省高等教育 局長通知）に則り、入学者選抜の公平性・公正性の確保のための取り組みとして、大垣女子短期大学では 2023 年度入学試験における「不正行為の取り扱い」について下記の通り定めましたのでお知らせします。

#### 記

##### （1）不正行為について

次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできません。また、すでに受験した本学のすべての教科・科目の成績も無効となります。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

- ア. 出願書類・解答用紙へ故意に虚偽の登録・記入（本人以外の 写真を使用することや解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど）をすること。
- イ. カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ウ. 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- エ. 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- オ. 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- カ. 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- キ. 試験時間中に携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。（試験時間中、病気・負傷や障害等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請が必要です。）
- ク. 試験時間中に使用を許可されたもの以外の用具を使用して問題を解くこと。
- ケ. 「解答やめ。鉛筆を置いて問題冊子を閉じてください。」等の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

上記（１）以外にも次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取り扱いは、（１）と同様です。

- ア．試験時間中に携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、使用を許可されたものの以外の用具、教科書、参考書、辞書等の書籍類等をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- イ．試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信、アラーム、振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ．試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- エ．試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- オ．試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- カ．その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。